



消防だより

■お問い合わせ
上ノ国消防署
☎ 0139-55-2071

第1回上ノ国町消防団火災想定訓練実施について

5月14日(日)に、第1回上ノ国町消防団火災想定訓練を実施しました。

訓練内容は大留地区にて野火が発生した想定で、実際に防火水槽と消火栓を使用し、団員同士や消防職員との連携を図りながら火元に見立てた火点に放水を行うなど、実践さながらの緊張感ある訓練となりました。

上ノ国町内どの地域で火災が発生しても、迅速かつ確実に放水し、被害を最小限にとどめるよう今後も訓練を実施する予定です。



火災想定訓練の様子



後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証(被保険者証)の一齐更新～

■保険証および減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)・限度証(限度額適用認定証)が新しくなります(新しい保険証は黄色、減額認定証および限度証は黄緑色です)

現在、ご使用の保険証および減額認定証・限度証の有効期限が令和5年7月31日(月)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証および新しい減額認定証・限度証(引き続き交付対象に該当する方のみ)を交付します。

また、減額認定証および限度証が新たに必要となる方は、以下の交付要件に該当することをご確認のうえ、住民課戸籍保険グループへ申請してください。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

■問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 もしくは 住民課 戸籍保険グループ

